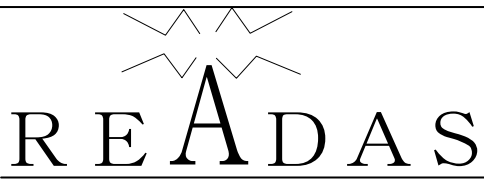


第 5692 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月14日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 従業員が起こした交通事故の損害賠償金

Q：従業員が起こした交通事故の損害賠償金を会社で負担しようと思っています。どのような取扱いになりますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

会社が、従業員の起こした交通事故などに基因する治療費や慰謝料（損害賠償金）を負担する場合がありますが、その場合に受ける従業員の経済的利益については、その事故が業務上のものかどうか、従業員に故意又は過失がなかったかによって次のように取扱いが定められています。

①業務遂行上の事故の場合

損害賠償金等の支払の基因となった事故が、会社の業務の遂行に関連する事故であり、かつ、その事故を起こした従業員に故意又は重過失がないときはその事故を起こした従業員が受ける経済的利益はないものとされています。したがって、会社が支出した損害賠償金の額は給与以外の損金の額に算入することができます。

②業務遂行上以外の事故の場合

従業員が起こした事故が、会社の業務と関係ないものであるときや、その事故を起こした従業員の故意又は重過失によるものであるときは、会社が負担する損害賠償金等は、その事故を起こした従業員に対する給与とされます。

